



大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
アジア太平洋トレードセンター ITM 棟
デルタトラックジャパン株式会社

確認書

令和6年2月1日施行の「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（令和5年経済産業省令第53号）、貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第12号、第13号及び第14号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する告示（令和5年経済産業省告示第145号）及び「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について（令和5年12月1日付け輸出注意事項2023第21号）を受け、当社が製造、販売・提供する対象貨物・技術について、下記項目の該非判定を確認致しました。

- i 輸出貿易管理令別表第1 1項から15項の政令
- ii 輸出貿易管理令別表第2 1項から45項の政令
- iii 外国為替令別表 1項から15項の政令
- iv 輸出貿易管理令別表第1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
- v 米国原産の貨物・技術、米国製品組み込み品、又は米国原産技術の直接製品

また、御社との間で対象貨物・技術についての取引を継続している間に、法令の改正等に伴い判定結果に変更が生じた場合は、速やかにご報告致します。

対象貨物又は技術の内容

対象技術 DeltaTRAK データロガーダウンロード用ソフトウェア（技術）

- | | |
|-------------------------|----------|
| ① FlashLink データマネージャー | 無償品 |
| ② FlashLink プログラムマネージャー | 品番 21027 |

1. 該非の判定結果

- | | | | |
|----------------|----|-----|-----|
| i 輸出貿易管理令別表第1 | 該当 | 非該当 | 対象外 |
| ii 輸出貿易管理令別表第2 | 該当 | 非該当 | 対象外 |
| iii 外国為替令別表 | 該当 | 非該当 | 対象外 |

但し、キャッチオール規制に関しては、外国為替令別表の16項：関税定率法別表第90類に該当する貨物の対象技術となります。

- iv 輸出貿易管理令別表第1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令

該当 非該当 対象外

- v 米国原産の貨物・技術、米国製品組込品、又は米国原産技術の直接製品

該当 非該当 対象外

但し、全ての製品はEAR99に該当します。

2. 有効期間

本確認書の有効期間は、上記日付から4年間と致します。

3. 備考（上記以外に重複する該当項番がある場合等）

以上